

令和2年5月7日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立原中学校
校長 関 宣也

5月11日以降の一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長されました。これを踏まえて、5月11日（月）以降についても、一斉臨時休業を延長することとしました。

なお、一斉臨時休業の延長期間についても「緊急受入れ」については実施します。また、生徒の学習や生活の様子を把握するために学校から電話連絡等を行います。また、ご心配なことがある場合は、必要に応じて「教育相談」も行います。ご活用いただくようお願いします。

1 臨時休業期間 5月11日（月）～5月31日（日）

- 上記休業期間中は、部活動も実施しません。
- 臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

2 緊急受入れ実施日 5月11日（月）～5月29日（金）（土日を除く）9:00～10:30

- 緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」です。
- 個別支援学級（全学年）の生徒のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。また、障害等により一人で家庭で過ごすことが困難な場合は、学年に関わらずご相談ください。
- 筆記用具、健康観察票を持たせてください。
- 生徒はもちろん、保護者や同居するご家族の方に体調不良の方がいる場合、大事を取って緊急受入れの利用をご遠慮ください。

3 生徒の心身の状態の把握について

- 生徒の学習や生活の様子を把握するために、電話連絡等を行います。

4 一斉臨時休業期間中の学びの保障について

- 臨時休校の延長に伴い、学年別に新たな課題を別紙に掲載してございます。ご確認ください。
なお課題の取り組み状況などの確認は、学校再開時の授業でご連絡いたします。
- 同じく別紙に家庭の学習に役立つインターネット上のコンテンツの一覧を『みんなの学習クラブ』を含め掲載いたしましたのでご活用ください。

- 教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってきましたが、休業期間中も継続します。t v k (テレビ神奈川) による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。t v kによる放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html>

5 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中、健康面、生活面について、次のことに留意して過ごすよう、ご家庭でもご配慮をお願いします。

(1) 健康面

- 毎朝、検温、健康チェックを行い記録すること
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合(関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む)、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校に報告すること

(2) 生活面

- 不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- 心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
- 公園等を利用する時は、その場所のルールやマナーを考えること
- TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談すること
- 緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
- 先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡すること

6 6月1日(月)以降について

6月1日(月)以降のことについては後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ、学校からのメール配信等で最新の情報をご覧ください。

臨時休業期間の家庭での過ごし方と健康観察についてお願い

新型コロナウイルス感染症対策により臨時休業となりますが、教育活動の再開に向けて、お子様のご家庭での過ごし方の充実を図っていただきますようお願いいたします。

臨時休業中、毎朝の健康観察を健康観察票(別紙)に記入し、体調の管理をしてください。

なお、発熱・せき等で医療機関を受診した場合、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、すみやかに学校までご連絡ください。

また、健康観察票は登校日に持参していただきますようお願いいたします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業であることをお子様と確認し、不要不急の外出を避けてください。受診等で外出する必要がある場合は、マスクの着用、手洗い・うがいを徹底し、感染拡大予防をしてください。
- (2) せっけんを用いた正しい手洗い、うがいを行い、せきエチケット(せきがでる場合はマスク着用、またはハンカチやティッシュ、袖口等で口を覆う)等をお願いいたします。
- (3) 免疫力を高めるためにも早寝、早起き、バランスのよい食事を心がけてください。また、家庭学習に取り組む等、学習習慣を維持するとともに規則正しい生活を送るようにしてください。
- (4) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続くときは、帰国者・接触者相談センターに電話をし、勧められた医療機関を受診してください。受診の際は、医療機関にあらかじめ電話をし、症状等を伝えてから受診することをお勧めします。何も連絡せずに受付をし、待合室で他の患者さんと一緒に待つことがないようにしてください。
- (5) 休業期間中、お子様の様子で気になること、不安なこと等がある時は、学校や区役所の相談機関にご相談ください。健康に関することは下記の帰国者・接触者相談センター、コールセンターにご相談ください。

毎朝の健康観察の項目

次のような症状はないか、確認してください。

- 37.5℃以上の熱が出ている
- 咳をしている
- 倦怠感(全身のだるさ)を訴えている
- 息苦しさがある
- 頭痛がある

新型コロナウイルス感染症が心配なとき

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続くとき
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
(糖尿病、心不全、呼吸器疾患等がある方や透析を受けている方は2日程度)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)があるとき

症状がある時の対応
病気の特徴や
予防方法など
相談全般

渡航歴などにかかわらず
誰でも相談
できます。

帰国者・接触者相談センターに相談
045-664-7761
9:00-21:00

横浜市新型コロナウイルス感染症
コールセンター
045-550-5530

ご家庭での健康観察をよろしくお願いいたします/発熱や風邪症状で受診した時は学校にお知らせください。

けん こう かん さつ ひょう
健康観察票

年 _____ 組 _____ 番 _____ 名 _____

前

月 Month	日 Date	曜日 Day	体温 Body temperature	下のあてはまる症状○ Please circle if you have any of these 有以下症状时划○				他の症状があれば記入 Other symptoms 有其他症状时请填写
				せき Cough 咳嗽	だるさ Sluggish 无力	息苦しさ Difficulty In breathing 呼吸困難	頭痛 Headache 头疼	
5	1	金	. °C					
5	2	土	. °C					
5	3	日	. °C					
5	4	月	. °C					
5	5	火	. °C					
5	6	水	. °C					
5	7	木	. °C					
5	8	金	. °C					
5	9	土	. °C					
5	10	日	. °C					
5	11	月	. °C					
5	12	火	. °C					
5	13	水	. °C					
5	14	木	. °C					
5	15	金	. °C					
5	16	土	. °C					
5	17	日	. °C					
5	18	月	. °C					
5	19	火	. °C					
5	20	水	. °C					
5	21	木	. °C					
5	22	金	. °C					
5	23	土	. °C					
5	24	日	. °C					
5	25	月	. °C					
5	26	火	. °C					
5	27	水	. °C					
5	28	木	. °C					
5	29	金	. °C					
5	30	土	. °C					
5	31	日	. °C					